

令和5年 9月6日

川崎市議会議長 青木功雄様

幸区

川崎の文化と図書館を発展させる会

ほか 1,529名

市民館と図書館への指定管理者制度導入にかかわる条例
改正に関する陳情

陳情の要旨

市民館及び図書館への指定管理者制度導入は、一般市民、利用者を含めた議論がまだ十分ではないので、9月議会での条例改正を見送ってください。

陳情の理由

- 1 市民館や図書館は、学校教育と同じ教育機関の社会教育施設です。誰もが文化・情報・資料を見たい、知りたい、学びたい、楽しみたいとき、住民に最も身近な文化的環境を提供するのが公共施設としての市民館・図書館です。
- 2 指定管理者制度導入により、自治体と現場との意思疎通が図れない、サービスの向上が望めない、直営なら必要ないモニタリング業務が職員の負担を増やす、自治体に専門性が継承されないなどの問題があります。
- 3 指定管理者制度導入は、非正規労働の温床になっており、低賃金、身分保障が不安定で、年金等生涯にわたっての生活保障や、特に女性の自立に不利な影響を及ぼします。
- 4 市民館や図書館は、地域、歴史、文化、時事関連など、今を生きる市民のあらゆる関心、要求に対応する仕事です。そのため、専門職として経験・知識を蓄積できるよう、短期でなく安定した働き方への配慮が必要です。
- 5 市民館・図書館など公共施設は、住民の福祉を増進する目的で設置され、

長期的な展望が必要です。なぜ直営ではなく指定管理でなければならないのか、1～4のように、いまだ検証されていない様々な問題も含め利用者である市民と十分に協議し、その経過は市民自治（川崎市自治基本条例）の観点から広く市民に共有されるべきです。